

この書類は、補助金交付申請書に添付して提出してください。

(市記載欄)

受付年月日	令和 年 月 日
受付場所	本庁・() 支所
受付担当者	

店舗魅力向上リニューアル補助金 申請時チェックシート

申請者氏名 _____

店舗名 _____

No.	補 助 要 件 ※すべての要件に該当しないと補助は受けられません。	確認欄	
		申請者	
1	岩国市に主たる店舗を有する中小企業者（裏面 注1）である。 （※個人事業者は市内に住所及び事業所を有する者）	はい	いいえ
2	改装を行う店舗は、申請日以前に3年以上継続して同一事業を営む店舗である。	はい	いいえ
3	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（洗濯、理容及び美容業）のいずれかに該当する。	はい	いいえ
4	無人店舗ではない。また、店舗面積の合計が1000平方メートルを超える大規模小売店舗内に存するものではない。	はい	いいえ
5	公の施設、学校施設、医療施設及び社会福祉施設内に存するものではない。	はい	いいえ
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に関する事業を行う店舗（裏面 注2）ではない。	はい	いいえ
7	申請者は、過去に一度もこの補助金の交付を受けていない。または、過去にこの補助金の交付を受けている場合、交付（額の確定通知）の日から3年以上経過している。	はい	いいえ
8	改装する箇所は、過去に岩国市の補助金（創業支援補助金等）で整備した資産ではない。または、整備した資産は耐用年数を経過している。	はい	いいえ
9	岩国市重要文化的景観生活生業支援補助金の交付を受けている店舗ではない。また、対象経費について、国、県等の実施する同一の内容の補助金との併用は行わない。	はい	いいえ
10	工事等の発注先は岩国市内に本拠地を置く事業所である。	はい	いいえ
11	改装等を受注する事業者又は事業者の役員が、申請者もしくは申請者の配偶者又は2親等以内の親族ではない。	はい	いいえ
12	まだ店舗改装には着工（契約）しておらず、交付決定を受けた後に着手する。	はい	いいえ
13	提出する見積書に記載の施工内容は合計30万円（税抜き）以上である。	はい	いいえ
14	施工箇所は顧客に対して直接サービスを提供する店舗部分のみで、住宅、倉庫、事務所、バックヤード又は車庫等は含まれていない。	はい	いいえ
15	（必要な場合のみ）景観法に基づく届出または屋外広告物の許可申請の手続きを終えている。【提出の可否については景観整備課に確認】	はい	いいえ
16	交付申請を行う年度の3月31日までに実績報告書の提出を行うことができる。	はい	いいえ

以下は「事業承継加算」に該当する場合のみ記載			
17	事業を引き継ぐ者は申請日において満 60 歳未満である。また、個人の場合は市内に住所を有している。	はい	いいえ
18	事業を引き継ぐ者が直接、事業又は営業に携わる。	はい	いいえ
19	(まだ事業承継を行っていない場合) 実績報告書の提出までに事業の引継ぎを行う。	はい	いいえ
20	事業承継後、5 年以上事業を継続する見込みである。	はい	いいえ

No.	提出書類 ※下記の書類が揃っているか確認してください。	確認欄	
		申請者	市
1	申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	誓約書兼同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	補助事業計画書(会議所、商工会から所見欄の記入を受けたもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	地図及び平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	店舗全体及び改装等を行う箇所の写真と図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	見積書(岩国市内に本店のある施工業者によるもの、合計 30 万円以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	賃貸借契約書の写し(賃貸物件の場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	店舗所有者の改装承諾書(賃貸物件の場合のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	相手方登録申請書(既に登録がある場合は提出不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
以下は「事業承継加算」に該当する場合のみ提出			
10	事業承継計画書(事業承継者の署名および会議所等所見欄の記入を受けたもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	事業承継をしていることが確認できる書類 (法人:登記事項証明書等、個人事業主:前代表者の廃業届及び新代表者の開業届) ※事業承継を年度末までに行う場合は、実績報告書とあわせて提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注 1) 中小企業者の定義

小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

(注 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める営業とは、風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業のことをいう。